

【別紙様式】

鳥取県日吉津村は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	保養施設運営事業を実施する者に対する支援金の交付		
総事業費 (千円)	60,000千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	17,000千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の影響で採算が悪化している保養施設運営事業について、その継続を図り、宿泊や宴会の事業の縮小・廃止等による日吉津村民並びに鳥取県西部の住民の生活への悪影響を回避する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 支援金：1事業者×17,000千円＝17,000千円 (17,000千円の内訳) ・売上損益から営業損益（人件費除く）を差し引いた損失分 平均1,850千円×11月÷20,350千円のうち17,000円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 保養施設運営事業を実施する者（一般財団法人うなばら福祉事業団） 1者 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 保養施設運営事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で採算が悪化しているが、（一財）うなばら福祉事業団が指定管理を受けているため保養施設運営事業に代わる事業は存在せず、事業の縮小、廃止等は、日吉津村民並びに鳥取県西部の住民の老人福祉において宴会や宿泊、温泉を安価で提供することができなくなり、悪影響を及ぼすため、保養施設運営事業の唯一の実施主体（第三セクター）である（一財）うなばら福祉事業団を交付対象者として、支援金を交付する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、保養施設運営事業の継続が図られることにより、鳥取県西部圏域の老人の福祉が図られ、その生活の安定が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>保養施設運営事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言に伴う休業や宴会や宿泊利用者の大幅な減少により、令和2年4月～3月(見込)の売上高が、前年比336.7%悪化し、事業の継続が困難な状況に陥っている。</p> <p>一般財団法人うなばら福祉事業団を交付対象者として支援金を交付し、保養施設運営事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		